

【事務連絡No.20005】

2020（令和2）年4月7日

日本チェーンドラッグストア協会
正会員企業様 各位

事務総長補佐 田中浩幸

**新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令と対応について**

日頃より協会活動に対するご理解ご支援を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、このたび政府より7都府県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されることとなりました。

つきましては、店頭での混乱および感染防止に関する取り組みにつきましてご確認の上、以下の内容について、実施をご検討くださいますようお願い申し上げます。

※過日より重ねての項目もございます。よろしくご確認ください。

すでに当協会では3月時において政府および東京都等による国民への外出自粛要請を受け、加盟社各位に向け、対応措置についてのメッセージを事務連絡（No.19161、19166 他）として発信しております。

加盟各社におかれましては、本事務連絡内容を含め速やかにご対応いただき、これまで商品供給および従業員の感染防止等の対策を実施頂きましたこと誠に感謝申し上げます。

今般の緊急事態宣言発令の重要課題の一つは、感染者が増加する中での医療システムの維持にあり、重篤な感染者への医療資源の配分を滞りなく行うため、これ以上感染者を増やさない一層の努力が求められております。ライフラインとして営業を継続するドラッグストアといたしましては、その一翼を担う従業員の感染防止はもとより、店頭における感染防止策について、一層の取り組みを強化が必要と認識しております。

1. 来店客同士の感染防止に関する対策

とくにレジでの精算待ちの際、来店客が列で並ぶ間隔について十分にご配慮いただき、間隔をあけて密集をできるだけ避けるよう促す店内アナウンス実施やレジ周辺での表示サイン設置など、店内での一層の感染防止対策をお願いいたします。

また、買い物カゴやカート、トイレなど不特定多数の来店客が利用する設備や備品の清掃等については、消毒を徹底いただきますようお願い申し上げます。

2. 従業員の感染防止に関する対策（3月4日発信 事務連絡 No. 19166）

厚生労働省発表のガイドラインに基づく以下の感染予防策を含め、いま一度徹底いただきますようお願いいたします。

① 石鹼での手洗い

勤務時間中こまめに手洗いを実施するよう従業員へご指示願います。

② マスク着用

飛沫感染防止の観点からマスク着用をご指示ください。併せて来店客への「店舗従業員のマスク着用」に関する説明用ポスター等の制作・掲示を実施願います。

※ 業務用マスクの在庫状況に応じてご用意ください。

③ 検温の実施

検温の実施についてご検討ください。厚生労働省のガイドラインによる注意喚起「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている」状況を早急に把握し、医療機関受診等の適切な処置を促すことができるようご配慮願います。

④ 接客時の接触自粛

とくにビューティ関連での接客などにおける来店客との接客時接触について自粛をご検討ください。また、セルフテスターなどは不特定多数の来店客による感染誘発が懸念されるため、使用自粛をぜひご検討ください。

⑤ 来店客用および従業員用アルコール消毒液の設置、買い物カゴやカート利用の来店客に対する消毒液の設置のほか、従業員の衛生環境維持の一環として従業員用の消毒液を設置願います。

※ 業務用アルコール消毒液の在庫状況に応じてご用意ください。

3. 従業員の勤務負荷に関する緩和対策（3月4日発信 事務連絡 No. 19166）

従業員の勤務環境での負荷緩和に向けた施策を実施願います。勤務状況に関する従業員の相談窓口の設置や産業医によるカウンセリング等、十分なメンタルヘルス対策を実施願います。また、日々の業務に対する感謝の意を込め、店舗従業員、取引先担当者、本部スタッフ等、互いの「いつもありがとう」の声掛けをお願いします。

全国で店舗への供給量を大幅に超える特定の商品需要が発生したことにより、当該商品を中心に製造現場から店舗への商品供給が追いつかない状態が発生しています。新型コロナウイルスの感染拡大に端を発した特定商品の需要急増は、かねてより人手不足が深刻化していた日本全体での物流体制の課題を露呈し、消費者と商品をつなぐ接点である店頭には大きな負担が及んでおります。

国民の健康を支える産業であるドラッグストアの従業員だからこそ、常に笑顔で明るく接する努力をしております。この難局を皆で乗り越えられるよう、互いに感謝の意を込め、労いの一言をお願いいたします。

以上